

指定通所介護事業所
デイサービスセンター 佐久平 愛の郷
運 営 規 程

社会福祉法人 佐久平福祉会

(2019.5 改定)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人佐久平福祉会が開設するデイサービスセンター佐久平愛の郷（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービスセンター佐久平愛の郷
- 2 所在地 長野県佐久市平賀741番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 従業者 生活相談員 2名以上
介護職員 4名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、指定通所介護の提供に当たる。
- 3 事務職員 1名（常勤職員、兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分（8時間）までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は35名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 介護サービス
- 4 介護方法の指導(家族介護者教室)
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 給食サービス
- 8 入浴サービス
- 9 その他利用者に対する便宜の提供
- 10 その他

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その利用者から利用料の一部として、通所介護サービスに係わる通所介護サービス費用基準額から通所介護事業所に支払われる通所介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - 1 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、5キロメートルごとに105円の負担。
 - 2 食事の提供に要する費用
 - 3 おむつ代として実費
 - 4 その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐久市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。又、介護士がバイタルチェックを行う際や、送迎時に不調があれば申し出ること。
- 2 介護支援専門員と事前協議を行い、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- 3 施設内の設備、備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従うこと。
- 4 家族等の緊急連絡先を必ず申し出ること。
- 5 サービス開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 1 管理者は、防火管理者を選任する。
- 2 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 3 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 センターは、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人とセンターの間有者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、令和1年(2019年)4月1日に改定する。(利用定員の変更)